

令和4年3月29日（火）第4回 病院長選考会議 議事録

時間： 15時30分～16時40分

場所： 大阪市立大学医学部学舎1階 応接室

出席委員： 以下順不同

会場参加) 河田医学研究院長（議長）、中村副院長、桑鶴副院長兼看護部長、池田副研究科長、

Web参加) 大阪府医師会 茂松会長、近畿大学病院 東田病院長、和歌山県立医科大学附属病院 中尾病院長

事務局： 医学部・附属病院事務局 人事課

（事務局）

年度末の中、お集まりいただき、ありがとうございます。またマスコミ等々でも騒ぎになっており、大変申し訳ございません。第4回の選考会議について、これより開始させていただきます。これまでの経緯等も含めまして、議長の河田より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

（河田議長）

先生方、今日は貴重なお時間をありがとうございます。お集まりいただきまして、感謝申し上げます。あの先ほど、コメントがありましたが、本件に関しては新聞やテレビ報道とされてしまい、世間の注目をあびることになり、非常に心苦しく思っております。が、この選考会議においては非常に注目を浴びており、この第4回も厳正に行っていきたいと思っております。どうかご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、1月31日に第3回の選考会議が行われまして、その結果に関しまして、皆さんのお手元にもあるかと思いますが、理事長から大阪公立大学医学部附属病院長の再選考についてのご依頼がまいりました。これを受けまして本日の会合をもたせてもらっているところです。この依頼は病院長の選考をし直すことの依頼でありまして、再選考にあたりましては、大阪公立大学医学部附属病院長選考会議規程を制定する予定でありますので、その規程に基づき選考いただきますようお願い申し上げますとなっております。再選考を依頼する理由が書かれておりまして、まず1が、今回の選考にあたっては、現行の大阪市立大学医学部附属病院長選考会議規程を準用したところであるが、大阪市立大学医学部附属病院長選考会議規程のそのものに不備があったこと。2が、任命権者が、意見が分かれた場合における複数推薦を要請し、選考会議において意見が分かれたにもかかわらず、結果として単独推薦となったこと、この2つの理由をもって、再選考の依頼がきた訳であります。まずはその確認をいただきたいと思いますが、それで理事長の依頼について、私の方で正当性を検討するために本学の附属病院長の選考規程がどのような経緯で制定されたのかを精査を行いましたので、少しお時間をいただきましてその結果をお聞きいただきたいと思います。なお本件にかんしては、平田病院長の許可を得て、附属病院にある資料を使わせていただいていることをご理解いただきたいと思います。

先生方のお手元に、平成29年9月28日木曜日に行われた法人の役員会の資料、そちらは非常に長いので、3月29日付で議長の私が作らせていただいた資料があるかと思います。私が作らせていただいた方に要約版があり、申し訳ありませんが、この2つを見比べながら、まず私の話をお聞きいただいて、そののち、委員の皆さんのご意見を頂きたいと思っております。資料を見ていただくと、先生方ご存じのように2014年に東京女子医科大学や群馬大学において管理者、すなわち病院長の管理能力が問われる重大死亡事故が発生して、安全管理能力や組織運営能力といった病院長の資質や能力とは無関係な政治的な意図によって病院長が選考

されることが問題視されるに至りました。すなわち東京女子医科大学では禁忌薬が使われてお子さんが亡くなった、群馬大学の案件では、同じ医師が8名の患者を死亡させていたにもかかわらず、その情報が病院に共有されていなかったということでございます。このような案件を通じて、明らかになったことは、病院内での信頼を得ていない病院長が政治的意図で決定されたことに問題があるのではないかと指摘されていたと思います。1回目、2回目の選考会議でも外部委員の先生から、内部がどう考えているかが非常に重要であるというご指摘をいただいておりますが、このような事件に照らし合わせてのご発言であったのではないかと考えております。

そこでこの2つの事件を受けて、厚生労働省においてガバナンス検討委員会が開催され、その結果を踏まえて、平成29年6月14日に医療法が改正されました。2019年10月施行であります。この医療法については、役員会資料などにもありますが、医療法の第十条の二、特定機能病院の開設者は第十六条の三に掲げる事項の実施その他の特定機能病院の管理及び運営に関する業務に遂行に関し、必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。2 厚生労働省令で定めるところにより、特定機能病院の開設者と厚生労働省令で定める特別の関係があるもの以外の者を構成員に含む管理者となる者を選考するための合議体を設置し、その審査の結果を踏まえて行わなければならない、となっております。

この改正主旨から理解できるのは、医療安全について非常に重視した内容が盛り込まれており、病院長の選考に関しては複数推薦を求めるという記載はされていないということを確認いただきたいと思います。

それでこの医療法の改正を受けて、大阪市立大学では、平成29年9月28日付の役員会において、以下の決議を行っております。役員会の資料では2ページ目に背景や内容が簡略されて記載されております。また私がまとめた資料には改正前の規程と、改正後の規程を併記しております。改正後は、病院長の任命は、学長の申し出に基づき、理事長が行う。病院長を選考するため、病院長選考会議を置く。第3項の学長の申し出は、病院長選考会議の選考に基づき行う、となっております。また同委員会においては、選考委員会にて候補者を1名に絞り込み、学長に報告するとの内容も決議されております。1名に絞り込むという記載に関しては、今回の選考まで継続してありまして、複数推薦を強制するという制度に変更はされておられません。このように特定機能病院の病院長の選考においては、その能力や資質とは別の政治的理由での選考を避けるためであり、このような主旨を踏まえれば、病院長選考会議が複数人ではなく、1人を候補として選考することは、何ら医療法、大阪市立大学医学部附属病院の規則に反するのではなく、むしろ医療法の主旨に合うものであると考えております。したがって、複数推薦を整備していないことが、規程の不備にはなりません。このことは他大学の状況をみても同様の大学が近畿圏にはあります。本学の顧問弁護士にも聞いたところ、1名推薦は問題ないとのことですし、最近開催された経営審議会の弁護士2人は、1名推薦でも問題ないのご意見であったと、私は参加していませんが、聞いております。西澤理事長は第3回選考会議においてオブザーバーとして参加され、冒頭に複数名を推薦するよう求められましたが、医療法が求める選考会議の政治的中立性、独立性の重要性に照らせば、西澤理事長の要望に応じる義務はないと考えますし、選考会議の結果を覆す理由にはならないと私は考えております。まずはこの件について、ご意見を頂戴できればと思います。

(外部委員 A)

丁寧なご説明、ありがとうございます。選挙の前に複数名を出したらという意見交換もさせていただきましたが、また厚生労働省の特定機能病院及び地域医療支援病院の在り方に関する検討会では、医療安全に関するガバナンスが特定機能病院で確保されるよう病院長の選考委員会には開設者と特別な関係がないものを複数名入れることを義務付けられています。2019年4月以降は中立な選考会議が強化されたと資料をもって確認しておりますが、そのことについてはいかがなんでしょうか。

それと今回はその日に辞退者が多く出て、1対1となっていることも特殊な事情ではないかと思い、複数名あげるべきかと思えます。阪大も関わっているが、複数名という言葉が入っております。その辺りをお聞きしたいと思えます。

(河田議長)

はい、ありがとうございます。ガバナンスなどの資料を拝見すると、複数名の記載があるが、医療法第十条の2においては、任命権者が責任をもって選考するであるとか、複数推薦をしなければならないという記載はなく、法律的な解釈では問題ないかと思えます。今回は大阪市立大学の医学部附属病院の病院長の選考を行うのであり、大学の規程に基づいて選考を行うことが最も重要であるというふうに考えております。その点では平成29年9月28日の役員会でも決議されており、現状では1名という記載は明らかではないが、選考委員の議事は過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するようになっており、規程の通りであると理解しております。

(外部委員 A)

医療法の改正は平成29年ですよね。新しくなったのは2019年で、平成31年かと思うのですが、そっちの法律の方が先行されるのではないかと思っております。ただこれに関しては市大の方で進めたらよいのかと思えますが、外部委員としては気になるので発言しました。公平性を考えれば、2019年4月以降の法律にのっとるべきかと思えます。

(外部委員 B)

私はちょっと違って、第3回のときも発言しましたが、やはり内部が固まって病院運営がうまくいく。この選考委員というのは厳選にえらばれたと思っている。その中で、意見が分かれるのは仕方がない。そのとき最終的には多数決になるだろうと思えます。複数名あがって、選考委員会と違う結果が出た場合は、理事長の権限があまりにも強いということになる。それでは選考委員会の意味がない。満場一致がいいが、後の運営も考えると、一人をあげて、決定されるのが一番いいと思えます。

(河田議長)

2名が候補者として出てきた場合、2名をそのまま学長に上申するのは選考会議で何をセレクトしたかの意味合いがなくなってくると思う。2名あがってきたときには、選考委員会としては、こちらの方が病院運営で協力できる方だと推薦するのが理にかなっていると思えます。

では、次にこの第3回目の会議が開催されたのが1月31日であり、理事長からの依頼がきたのが3月の22日となっており、約2か月経過しており、速やかにという規程から違反している状態にあると考えている。この2か月の状況というのは、まず法人の役員の理事3名から内部委員にヒアリングがありました。拒否することもできたが、丁寧な対応をと思って受けて、考え方を伝えました。その際、前回の選考会議の際は、お話しができなかったが、内部委員 A の状況について、外部委員の方々にもお聞きいただきたいと思えます。

(内部委員 A)

選考委員会は独自性を保ったものであるが、選考会議の前あるいは途中で、理事長から、特定の候補者を推

すよう働きかけがあった。違和感があり、独自性が保たれないと思った。その上で、31日に理事長が来られたので、ほぼ発言ができない状況であった。

(河田議長)

このように内部委員に対してまで理事長からの働きかけがあったことが分かりました。この辺り、外部委員の方々にもご理解いただきたいと思えますし、2名あげると、理事長がこれだけ動かれていますので、理事長が支援したい人を選ぶであろうことが容易に推測される状況下であったと思えます。本件に関して、何かありますでしょうか。

(外部委員 A)

設立主体が大阪市であるが、マスコミ報道をみると、府知事や市長がこのやり方はおかしいとかいろいろ言っている。外部委員としてはおかしい印象がある。

(河田議長)

知事、市長がされた発言の根拠が、この選考会議の事情を十分に理解されないまま発言されたのではないかと推測しております。理事長からのこのような働きかけのことも情報として得られずに発言されたのではないかと推測しております。その意味でもこのような事実を明らかにして理事長の判断を仰ぎたいですし、その上で知事、市長が理事長を最終的に支持されるかというご意見も聞きたいと思っている。

(外部委員 A)

ときどきコロナの関係で、知事、市長と電話で話をするとき、向こうからもいろいろと聞かれたが、外部委員なのでいろいろと言えませんでした。知事、市長はこの件についてはよく知られているという印象ではありました。

(河田議長)

前はプレゼンテーションが白熱して、比較について、十分議論が出来ていたかどうかということがあるので、お手元に内部委員が付けた印を除いていますので、今一度、この比較表を見ていただきたいと思えます。各候補の経歴、主な研究業績、推薦人、同意書の確認であります。2番目が次期病院長に求められる要件であり、ここが最も重要なところであり、第1回の時に決定しました。まずは医療法第十条の二に規定された病院の管理者としての要件を満たす医師であること。日本国の医師免許を有すること。人格が高潔で、学識が優れ、かつ医学部附属病院における診療活動を適切かつ効果的に運営することができること。新大学の開学を迎えるにあたり、医学部附属病院の今後の明確なビジョンを持ち、強いリーダーシップを発揮できること。医療安全確保のために必要な資質、能力を有していること。具体的には医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること。組織管理能力など、病院の管理運営のために必要な資質、能力を有していること。具体的には当院または当院以外の病院での組織管理経験、病院経営能力及び高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質、能力を有していること。心豊かで信頼される医療人の育成に貢献できること。新たな医療進歩のため、高度の医療技術の開発及び評価、並びに臨床研究の推進に貢献できること。これらが極めて重要なものである。次にプレゼンテーション資料から抽出したもので、両候補が力を入れていることなどを記載している。その他として、両候補の特色を記載しました。この比較表をもって、透明性をもって比較していると言えようかと思えます。内部委員着目している点は、医療安全

に対する資質、能力があるかが最も大きなポイントであります。

荒川候補は前回の会議で指摘がありました、副院長を務めています、数年前であります。しかし本院の医療安全、良質医療の改善にかなり尽力されており副院長の経験があるのが強みである。大畑先生は学会活動は活動性は高いが、附属病院における安全経験がない、副院長の経験がないというのが大きなマイナスポイントであると考えている。

委員の皆さんから何か指摘等ありますでしょうか。

(外部委員 B)

両候補とも管理者講習は受けられているのでしょうか。

(内部委員 A)

大畑候補は、副院長をされていないので受けられていないだろう。荒川候補についてはちょっと知らない。

(外部委員 B)

デューティーになっているが、副院長はほぼ受けているのですね。トップや医療安全の担当は受けているはずである。

(河田議長)

前回では、内部委員 4 人が荒川候補をあげる、外部委員の 2 人は二人をあげる、もう 1 人は白票ということだったと考えている。今一度、どちらの候補がふさわしいかを意見を聞いてみたいと考えている。

(内部委員 B)

私は病院には従事していないが、今回のような規則に基づかない理事長の判断で、再審議が許され、選考会議の結果を覆されること自体が重大な問題と思います。実際に 6 年前に理事長兼学長の退官前に教授選考で同じことが行われました。選考委員会が推薦し、人事委員会が決定した候補を理事長が覆し、理事長の決定がまかり通ってしまったことがありました。同じことを許せば、事態はさらに深刻であると強く懸念しております。規則に従って決定したことを政治的に覆すことは許されることではないと思っております。現場の声を無視されていると考えております。今回の選考では医療法の主旨や公表した 8 要件においても、荒川候補に 1 票投票すべきと前回同様に考えております。特定機能病院の安全管理を担う病院長の不在を招くことは許されないと考えております。大畑候補に関しては 2 年前の病院長選から、そうですが教授層、看護サイド、事務サイドからも否定的であったわけで、今回もその状況に変わりはない。これが現場の声であるということを外務委員の先生方にもご理解いただければと存じます。

(内部委員 A)

私も意見に変わりはなく、医療法第 10 条の 2 に照らし合わせると、特定機能病院における経験が明示されていて、副院長としての病院管理の経験が求められている。また大学規程にのっとって粛々と選考を進めることが大切であり、外部からの圧力などによって変えられるものではないと思います。私も副院長として医療安全を経験しており、アクシデントなど氷山の海上に出る部分ではなく、出ない部分をこつこつと集めて改善につなげることが大事である。その意味でも荒川候補を推したいと思います。

(内部委員 C)

病院長は、職員からの信頼が絶対的に必要だと思います。信頼あってこそ病院長の方針についていこうと思うし、職員もきちんと病院長に報告したり、相談したりできることが第一条件だと思う。現場を大事にするお人柄を兼ね備えていただきたいと思います。荒川候補は内科の病棟時代に一緒に勤務しましたが、現場に近いところでいろんな目線でみていただいたという印象に残っております。学長が病院長になることが、市民府民の信頼をといわれていますが、病院の信頼は、病院長というよりは、病院がきちんと医療体制を提供できるということが府民市民の信頼を得ることになると思いますので、病院長不在という期間をなくし、荒川候補に病院長になってほしいと思っております。荒川候補は安全管理のこと、組織運営のことを副院長時代もきちんとしておられ、私としても荒川候補を推したいと思っております。

(外部委員 B)

私は前から言っているように、選考委員会が公平で厳正なることが担保されているという条件のもとに選ばれた人は尊重していただきたい。やはり中がまとまらないとだめです。病院の運営は大変、みんな色々な方向を向くので、医者をまとめたりするのは大変である。しかし内部がこうであるということがあれば、いち早く、もう4月1日もすぐなので。今後府立大学とも合併して一緒にやっていくわけなので、そういうときは結構揉め事も多い。とにかくいち早く市立大学がまとまらないといけない。そこを切に願う。内部が、コメディカルも含めて固まっている。それが結果である。

(外部委員 A)

私は、市大のOBの先生や市大で働いておられる方々に参考に意見を伺いました。そうすると意見は完全に2人に分かれているなという感じがしました。公平の場で複数で回答していただくのが公平かと思っております。厚生労働省の2019年の4月に新しい医療法の意見が出てきておりますから、それにおきましても複数名ということですので、私は複数名で出していただくのが良いかと思っております。

(外部委員 C)

第3回では甲乙つけがたいと思っておりました。私自身の考えとしては2人をあげて、上位のレベルで審議いただくのが考えと思っていた。ただそれよりも重視すべきは選考委員会の独立性だと思っている。どこの大学でもそうだが、この選考委員会で決まったことは大学として尊重すべきだと思っております。私は2名上げるべきと意見しましたが、議決は多数決という民主的な方法で決めざるを得ないと思っております。第3回では外部委員Aと私と外部委員Bもそうかもしれませんが、2名あげるかもしれないというところで、あとの3名は1名をあげるという意見で、3対3となり可否同数の場合は議長が決めることは明確化されていますので、河田議長が1名で上げると決められたので、個人的には2名上げるべきと思っておりますが、委員会として1名で上げると決めたのであれば、それは大学として尊重すべきかと思っております。それが選考委員会のルールの手不際ということ、今回の選考委員会のルールで変えるのは無理があるかと思う。変えるのであれば、今回の病院長は決めておいて、次回の選考の際に変更すべきである。今回はその選考委員会のルールで走ったわけですから、やはりこのルールで決めるのが妥当かと思う。でない一旦決めたルールが後出しじゃんけんのかえると收拾が付かなくなるので、第3回の選考委員会の結論を尊重すべきかと考えております。その結果、選ばれた病院長が不都合があるなどの理由はあげられるかもしれないが、オーソライズされた選考委員会で決められたことなので、致し方ないかと思っております。

(河田議長)

貴重なご意見、ありがとうございます。非常に真摯にお考えいただき、議長として厚く御礼申し上げます。もう次年度が来週という、差し迫った状況になっております。病院長不在という事態は避けたいと思っておりますし、医師、看護師、医療スタッフもまとまらないことが起こるので、我々選考委員会としては、この決議を理事長にもう一度判断いただきたいと強く思っているところであります。

やはり一旦規程で決められたものをもう一度規程を作り直してというのは、無理があると思っております。一旦この委員会で決めた候補を学長、理事長が承認いただいて、規程を修正するのは次の病院長のときというのが最も妥当な手法ではないかと考えております。

(外部委員 C)

資料に記載のある「同役員会においては、『選考委員会にて、候補者 1 名に絞り込み、学長に報告する』との内容も決議されております」とありますが、この同役員会とはどういう会議なのですか？

(河田議長)

この役員会は平成 29 年 9 月 28 日の役員会でございます。

(外部委員 C)

その役員会は、理事会レベルのものですか？

(河田議長)

まさに理事会です。

(外部委員 C)

それであれば、私自身、両候補上げるべきと思っていたのですが、ここにもこういう一文があれば、候補者 1 名で上げるべきであったのかと思います。これは事実ですか？議事録も残っていますか？

(河田議長)

はい。資料のエントリーシートもありますし、議事録でも承認されておまして、間違いありません。

(外部委員 C)

わかりました。ありがとうございます。

(外部委員 C)

今回、結果を学長予定者に報告することだったと思いますが、学長予定者の方は、どのようなお考えなのでしょう。

(河田議長)

3 月 1 日に、第 3 回の選考委員会の議事録、選考結果を話しましたが、学長予定者の方の回答は、現在、役員会で留保されている案件ですので、受け取りますが、役員会の審議結果をお待ちくださいということで、私たちは回答が来るのを待っていた状態でした。その後、再度役員会が開かれ、理事長が選考会議に介入さ

れたことが明らかになり、理事長が謝罪すべきとの決議がされました。次に選考会議の結果に関して、早く認めて病院長の決済を促す決議が行われました。これにもかかわらず、理事長は今回のような返事をしたというのが現状であります。

(外部委員 C)

わかりました。ありがとうございます。

(河田議長)

大変恐縮ですが、この選考委員会として、今の諸事情を考慮した上で、もう一度、本日時点の採決を取らせていただき、理事長に報告して、再考いただき、病院長不在の事態、非常事態を招かないように進言していきたいと希望しております。3通りの考えとして、荒川候補を単独推薦する、大畑候補を単独推薦する、2名を推薦する、今日の時点での考えをお示しいただきたいです。

(外部委員 C)

ここで議決したことは本当に尊重されるべきだと思います。それがそもそもの医療法改正の主旨だと思います。その上で、このメンバーの選出は充て職的に行ったのか、選挙したのか、民主的なプロセスで決めたのか、あるいはどちらでもないのか、その設立の経緯が大事かと思います。

(河田議長)

選考委員は7名で構成することとなっております。4名が内部、3名が外部。内部4名のうち、1名は研究院長として充て職であります。内部のうちの1名は教授会から選出、残りの2名は病院運営会議からとなっております。

(外部委員 C)

教授会からの任命は選挙でしょうか。

(河田議長)

選挙ではなく、執行部会で名前があがった先生を教授会で上申して決定します。

(外部委員 C)

後は副院長でしょうか

(河田議長)

必ずしも副院長ではない。医療安全の知識が重要なので、担当する副院長が病院運営会議から選ばれたということです。

(外部委員 C)

それならいいと思います。

あと一連の選考会議のプロセスに大きな瑕疵はなかったと思います。

ただ唯一、河田先生は議長なので、議事進行は中立とすべきだったと思います。参考資料を出して、適不適

を付けたのは問題があるかと思う。選考委員会の瑕疵において問題があるとすればですが。議決は多数決として、委員で行い、最終同数のときは議長ができればよかった。河田議長は、多数決で議決する前に、片方に寄った意見があったかと思う。

それ以外は問題ないと思います。自分としては思う方向にはいかなかったが、仕方ないと今は思っている。ここで多数決をとっても、あまり変わらないのではないのでしょうか。取らないといけないのでしょうか。

(河田議長)

貴重なご意見、ご指摘、ありがとうございます。真摯に受け止めたいと思います。

第3回から色んなことが分かってきております。現状、皆さんの意見をもう一度理事長にお伝えするためにも、もう一度採決をさせていただきたく思います。

(外部委員 A)

2019年の4月の厚生労働省の特定機能病院及び地域医療支援病院の在り方に関する検討会での複数名を入れる事を義務付けられているのですね。それを大学としては不適切な問題があつて、本来は直さないといけないと私は思っているのですが、その辺についてはお考えどうですか。

(河田議長)

その辺りのご指摘は大学として検討すべきかと思いますが、今後の選考において、十分に内容を検討して、活かすべきであるかと思えます。が、今回の選考においては、規程上に沿ったもので行わせていただいておりますので、そのところはご容赦いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見いただきたいと思えます。

荒川候補を単独推薦することにご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

(内部委員3名、外部委員1名が挙手)

大畑候補を単独推薦することにご賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

荒川候補、大畑候補を推薦することにご賛同いただける方、挙手をお願いします。

(外部委員2名が挙手)

では、4対2となります。

ありがとうございました。

こちらで用意しました議題は以上となります。その他、ご意見等ありますでしょうか。

(外部委員 C)

今後どのような過程を踏むのでしょうか。これを上申して、理事会で審議するのですか？

(河田議長)

理事会で本来審議する案件ではありませんので、理事長が我々の考えで決済を頂けるかということになるのかと思います。

(外部委員 C)

分かりました。ありがとうございます。

(河田議長)

貴重なお時間、ありがとうございました。

また結果につきましては、理事長に報告させていただき、委員の皆さまに結果をお知らせできるものと思っております。我々の病院長選考にお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。